

2018年1月18日

東京都教育委員会

教育長 中井 敬三 様

東京都高等学校教職員組合

執行委員長 藤野 正和

東京都教職員組合

執行委員長 金子 秀夫

東京都公立学校教職員組合

執行委員長 土井 彰

東京都障害児学校教職員組合

執行委員長 品川 典子

東京都障害児学校労働組合

執行委員長 江副 康嗣

アイム '89・東京労働者組合

執行委員長 中野 博方

教員の長時間労働是正・「働き方改革」に対する要請書（案）

日頃より、都の教育行政の発展にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、都の公立学校で働く教職員の長時間過密労働は常態化し、家族や個人で過ごす時間を奪い、育児や介護への支障等、教職員のくらしに大きな影を落とすだけでなく、健康状態の悪化や過労死、早期退職の増加、教員の応募倍率の低下等にもつながる事態になっています。これまで私たちは都教育委員会や区市町村教育委員会に対して、その抜本的な改善を求めてきました。しかし、一部都立高校の業務縮減が行われたこと以外、長時間過密労働の解消が一向にすすんでいない状態が続いています。

そうした中、電通や関西電力等、企業での過労自死事件が裁判等により過労死と認定され、民間企業での長時間労働やパワー・ハラスメントが大きな社会問題となり、その目的や内容には問題があるにしても、政府でも「働き方改革」にとりくまざるを得なくなりました。文科省も教員の勤務実態調査を実施・公表し、中央教育審議会でも学校における働き方の改善に向け、検討がすすめられています。

また都教育委員会においても、今年度初めて公立学校教員の勤務実態調査を行い、その調査結果（速報値）と「学校における働き方改革推進プラン（仮称）」中間まとめを公表し、都民に広く意見を求めたことは、大きな前進です。都の調査結果（速報値）では、国の調査を上回る都の公立学校教員の超勤実態が浮き彫りになりました。また中間まとめでは、長時間労働を重大な問題として受け止め、その改善に早急にとりくんでいくことが打ち出されたことは評価できます。しかし、長時間労働の原因そのものが解明されず、また違法な超勤実態を解消するのではなく「過労死ライン」のみに注目する等、掲げた目標やとりくみの方向性での問題点などを指摘せざるを得ません。また以前から「チーム学校」による専門スタッフや外部「人材」等の活用をすすめています。また以前から「チーム学校」による専門スタッフや外部「人材」等の活用をすすめていますが、長時間労働の解消にはつながらずとは思えません。2月の最終まとめに向けて、私たち教職員組合の意見を真摯に受け止め、より実効性のある具体的な改善をすすめることが必要です。

教職員の「働き方」は教職員だけの問題にとどまらず、児童・生徒の教育条件にも直結します。長時間過密労働を解消し、教員が安心して教育に打ち込み、児童・生徒1人ひとりの学習権を保

障するよう、下記の事項についての改善を要請します。

記

1. 「学校における働き方改革推進プラン」最終まとめの作成にあたっては、教職員組合の意見を聞きながら、労働基準法や労働安全衛生法に則った勤務時間の目標設定や長時間過密労働を解消するためのとりくみ方針、またその実効ある具体的内容を盛り込むようにすること。
2. 正規教員を大幅に増やすこと。また、教員が授業準備や教材研究に充てる時間を十分確保するため、持ち時数を大幅に縮減すること。具体的には道徳や学活、総合的な学習の時間含めて小学校 20 時間、中学校 18 時間、高等学校 15 時間、特別支援学校は校種に応じた前述の時間とすること。
3. 講師時数を大幅に増やし、加配教員についても増やすこと。また英語専科教員については全校に配置すること。当面、区市町村による格差を解消するために、ALT 配置のための財政支援を都として行うこと。
4. 都独自に全学年 30 人以下学級を一刻も早く実現すること。当面、全学年の 35 人以下学級を実現すること。また学校司書や学校事務職員、栄養職員等、学校で働く正規職員を増員すること。
5. 部活動については、合宿等宿泊行事における勤務時間の調整、平日の活動における超過勤務時間の調整措置等、教員の負担を大幅に縮減すること。
6. 学力テストや学力向上事業、オリ・パラ教育等、トップダウンの教育施策のスクラップ&ビルドを徹底するとともに、各種調査・届等についても廃止や簡略化を図る等、業務の大幅な削減を図ること。また区市町村教育委員会にも指導、助言すること。
7. 各学校における勤務時間の把握をすすめるにあたり、区市町村における格差を解消するため、タイムカード等の導入にあたっての財政支援を、都として行うこと。
8. 土曜・日曜にも強制的に行われている都立高校における入選業務や小中学校における地域行事等への参加は、限定 4 項目に該当しない、本来勤務時間外に命令できない業務である。時間外勤務を招かないよう都としても入選業務日程や地域行事等への参加について改善を図り、区市町村教育委員会にも改善を求めること。
9. 初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、昇任時研修等の必修研修等の負担軽減を図るとともに、教育公務員特例法 22 条第 2 項の規定に基づく自主研修制度の拡充を図ること。
10. 全ての教職員のワーク・ライフ・バランス実現に向け、育児・介護やその他の事情のある職員に対し、さらなる両立支援制度の拡充、現在ある制度活用を可能とする人員配置や職場環境整備に努めること。